

産地主体型就農支援モデル確立事業実施要領

制定 令和3年3月30日付第202000326212号
鳥取県農林水産部長通知

第1 趣旨

産地主体型就農支援モデル確立事業（以下「事業」という。）の実施に関する取扱いについては、産地主体型就農支援モデル確立事業費補助金交付要綱（令和3年3月30日付第202000326212号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 目的

産地の維持・発展に必要な新規就農者の確保、定着をより円滑に進めるためには、地域ぐるみでの受入体制構築が重要である。そこで、産地が主体的に後継者を確保・育成する仕組みとして、産地の将来ビジョン（以下「将来ビジョン」という。）に基づき、新規就農希望者に対する技術習得研修、継承すべき優良農地の維持管理、研修や営農開始に必要な機械・施設整備等を先行して進め、パッケージで支援する体制づくりをモデル的に支援するとともに他産地への取組拡大を図る。

第3 事業実施主体

要綱に定められた申請、実績報告等については農業協同組合等が行うこととし、将来ビジョンの作成、要綱別表の第1の事業は農業協同組合等と生産組織が役割分担をした上で、生産組織が主体性を持った取組を行うこととする。

第4 事業の内容及び留意事項

1 産地受入協議会の役割

新規就農希望者を将来の担い手として育成する産地は、生産組織及び農業協同組合、市町村、農業委員会等で構成された団体（以下「産地受入協議会」という。）を設置し、新規就農者の確保育成に向けた取組に必要な業務を行うものとする。

2 将来ビジョン

本事業を実施しようとする場合には、生産組織は将来ビジョンを作成し、事業開始年度実績報告までに当該市町村長を経由して所管の地方事務所の長へ提出するものとする。

なお、令和3年3月31日以前に園芸産地継承システムづくり支援事業（平成30年4月25日付第201700326694号鳥取県農林水産部長通知）を実施した生産組織については、将来ビジョンを作成していると取り扱う。

(1) 将来ビジョンの作成

生産組織は、産地受入協議会の中で、生産組織のアンケート等によって各農家の経営継続等の意向を確認し、産地の維持・発展に向けた将来像を話し合っただめた将来ビジョンを作成し、このビジョンに沿った取組を実施するものとする。

(2) 将来ビジョンに記す項目は、以下を参考に作成する。

ア 現状と目標

栽培面積、販売額、生産者数、新規就農者数

イ 人材獲得に向けた動き

募集人数と募集する人材像、新規就農者等の募集方法（就農後の経営試算モデルの作成、産地PRや就農相談会への参加等）、情報発信の方法（広告作成やHPの活用等）

ウ 優良農地の維持管理

継承する優良農地の選別方法、生産組織が行う管理体制（管理方法、人員等）

エ 受入体制の整備

研修スケジュール、研修地、研修受入農家、農地・機械施設等の継承、住居、研修終了後のサポート体制

(3) 将来ビジョンの報告

生産組織は、事業開始年度中に将来ビジョンを作成し、速やかに市町村長及び所管の地方事務所の長へ報告するものとする。

(4) 将来ビジョンの見直し

生産組織は、事業実施期間中に将来ビジョンを見直した場合には、速やかに市町村長及び所管の地方事務所の長へ報告するものとする。

(5) 事業対象となる生産組織

事業実施期間中に、将来ビジョンを作成して新規採択を受けた生産組織とする。

なお、令和3年3月31日以前に園芸産地継承システムづくり支援事業（平成30年4月25日付第201700326694号鳥取県農林水産部長通知）を実施した事業実施主体が本事業の内容に該当する新たな人材確保に向けた取組を実施する場合には、生産組織はそれらの内容を反映させた将来ビジョンを作成し、交付申請までに当該市町村長を経由して所管の地方事務所の長へ提出することで補助対象とすることができる。

(6) 事業実施期間

令和3年度から令和7年度の最長5年間とする。

3 産地受入協議会事業のうち産地受入モデル地区設置事業

(1) 事業内容

事業実施主体が、新規就農者の確保育成に必要な取組を実施することに対して助成を行うものとする。

(2) 事業対象経費

要綱別表の第3の間接補助対象経費欄に定めるとおり。

4 産地受入協議会事業のうち産地受入条件整備事業

(1) 事業対象経費

要綱別表の第3の間接補助対象経費欄に定めるとおり。

(2) 研修受入農家が研修生に対して実施する実践研修経費

ア 事業内容

新規就農希望者に対する就農研修を行うにあたって、研修生を育成する役割を担う研修受入農家を設置する事業とする。

イ 研修受入農家の設置

研修受入農家は、関係機関の意見を参考に栽培技術や農業用機械の操作技術等、就農に必要な技術等を習得するための実践的研修が実施できる先進農家とし、次の(ア)から(エ)の要件をすべて満たす者とする。

(ア) 生産組織の構成員

(イ) 研修生の研修条件等に関する「研修指導契約」を産地受入協議会と交わすこと。

(ウ) 作物の栽培技術のほか、農業経営に必要な能力を身につけさせる研修を実施すること

(エ) 過去における研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。

ウ 他の事業との整理

アグリスタート研修事業等の他の事業で対象とならない場合に限り補助対象とすることができる。

(3) 新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等を整備する経費

ア 事業実施主体は、新規就農希望者の実情を考慮に入れて事業を効果的に実施するために、研修から就農時にかけて一定期間（耐用年数以内）貸与し、貸与期間終了後に無償譲渡するなど、所管の地方事務所の長が適当と判断した場合には、研修期間中に機械施設等を整備することができるものとする。

なお、新規就農希望者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という）第12条第1項に規定する農業経営改善計画又は基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という）の認定を受けることが見込まれる者とする。

イ 整備する機械施設等は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(ア) 新品、新築又は新設の場合、耐用年数が5年以上のものとする。

(イ) 中古の機械施設等の場合、耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間が2年以上を有するものに限り補助対象とする。なお、他の事業により取得した機械施設等は対象外とする。

(ウ) 既存機械施設等の場合は、補修（修繕、地代等）や移設（撤去、運搬、資材費、建設費、地代等）によるものも対象とする。この場合、当該機械施設等を所有する事業実施主体、所有者、新規就農希望者等の関係者の間で当該機械施設等の利用に関する賃貸借契約を、書面をもって締結したことが確認できるものに限るものとする。

ウ 整備に要した経費が100千円未満の機械施設等は補助対象外とする。

エ 施設の整備に係るもののうち、工事請負費又は委託費に該当（同等と認められるものを含む。）するものについては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事業所その他の名称のいかんを問わず事業を実施するために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう）へ発注したもの（やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ県が認めたものを含む）に限り補助の対象とする。

オ 事業実施主体は、ハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。

(4) 新規就農者等の共同作業場として活用することを目的とした遊休施設の改修等の経費

ア 事業実施主体は、1名以上の認定新規就農者を含む新規就農者等が利用する目的の共同作業場を整備することができるものとする。

イ 事業実施主体は、新規就農希望者の実情を考慮に入れて事業を効果的に実施するために、研修から就農時にかけて3年以上貸与する場合に限り、研修期間中に農業協同組合等遊休施設の改修等を行うことができるものとする。

なお、他の補助事業により取得した財産を改修する場合は必要な財産処分手続きを行うこととする。

ウ 整備に要した経費が100千円未満の事業は対象外とする。

エ 簡易な施設の整備に係るもののうち、工事請負費又は委託費に該当（同等と認められるものを含む。）するものについては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事業所その他の名称のいかんを問わず事業を実施するために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう）へ発注したもの（やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難とあらかじめ県が認めたものを含む）に限り補助の対象とする。

オ 事業実施主体は、ハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した場合、園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等への加入に努めるものとする。

5 新規就農者等受入準備支援事業

(1) 事業対象経費

要綱別表の第3の間接補助対象経費欄に定めるとおり。

(2) 他の事業との整理

優良農地の受入条件準備については、機構中間保有地再生活用事業等の他の事業で補助対象とならないものに限る。

第5 事業実施手続き等

1 事業実施主体は、様式第1号により産地主体型就農支援モデル確立事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成し、市町村長に提出するものとする。

2 市町村長は、事業実施主体から1に掲げる実施計画書の提出があったときは、その内容を確認し、適当と認められた場合は、所管の地方事務所の長へ報告するものとする。

3 地方事務所の長は、市町村長から実施計画書の報告があったときは、その内容を確認し、適当と認められた場合は、交付申請の時期を定め、事業実施主体及び市町村長へ通知するものとする。

第6 事業実施主体への指示

市町村長は、第4の4(3)(4)の事業で整備した機械施設等及び共同作業場（以下、「当該施設等」という。）に対し、事業実施年度及び当該事業名を表示するよう事業実施主体に指示するとともに、それらが表示されたことを確認しなければならない。

第7 事業実施状況の報告

1 本事業を活用した事業実施主体は、様式第1号により産地主体型就農支援モデル確立事業実施状況報告書（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、実績報告とあわせて市町村長へ報告するものとする。なお、機械施設等を整備後5年間、共同作業場を貸与後3年間は、毎年3月末日までに、当該施設等の利用状況について市町村長へ報告するものとする。

2 市町村長は、受理した実施状況報告書の写しを速やかに所管の地方事務所の長に提出するものとする。

第8 事業の中止

1 第4の4(3)(4)の事業

(1) 事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間中、事業の継続が困難となったときは事業中止届（様式第2号）を市町村長に提出するものとする。

(2) 市町村長は、受理した事業中止届の写しを速やかに所管の地方事務所の長に提出するものとする。

(3) 事業中止届を受理した地方事務所の長は、県助成額の返還有無、その他必要な事項を市町村長に指示するものとする。

第9 補助金の返還等

1 事業開始年度中に将来ビジョンが作成されなかった場合は、補助金を全額返還しなければならない。また、将来ビジョンに沿った取組が適切に実施されていると認められなかった場合、所管の地方事務所の長は補助事業者に対し、補助金の返還を求めることができる。

2 第4の4(3)(4)の事業

(1) 地方事務所の長は、市町村長から第8の1の(2)に基づく事業中止届の提出を

受けたときは、当該施設等の事業中止日時点における残存簿価（補助金相当額を含んだ額）のうち県補助金相当額の返還を求めるものとする。

第10 災害の報告

1 第4の4（3）（4）の事業

- (1) 事業実施主体は、当該施設等について、耐用年数内に天災その他の災害を受けたときは、直ちに、様式第3号により市町村長に報告するものとする。
- (2) 市町村長は、当該報告を受けたときは、当該施設等の被害状況を調査確認し、遅延なく、調査の概要、対応措置等を付し、様式第3号により所管の地方事務所の長に報告するものとする。

第11 その他事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、導入機械の選定にあたっては、「農業機械導入計画」に定めた指針を参考に、過剰投資とならないよう計画し、事業費の低減を図るよう努めるものとする。
- 2 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積りにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- 3 事業実施主体は本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行許可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の開発許可等を必要とするときは、関係法規に定めるところにより、その許可又は許可を得るものとする。
- 4 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 2 園芸産地継承システムづくり支援事業実施要領（平成30年4月25日付第201700326694号鳥取県農林水産部長通知）は廃止する。ただし、令和3年3月31日までに交付決定を受けた、採択年度が平成31年度及び令和2年度の補助事業については、なお従前の例による。